

消 防 予 第 1 6 2 号
消 防 危 第 2 8 3 号
平 成 2 0 年 7 月 4 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 部 長
東 京 消 防 庁 ・ 各 指 定 都 市 消 防 長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長

消 防 庁 危 険 物 保 安 室 長

防 耐 火 関 連 の 構 造 方 法 等 の 認 定 に 関 する 調 査 結 果 に 関 する 対 応 に つ い て

標記については、国土交通省が実施した防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果、国土交通大臣の認定を取り消された防耐火関連の構造方法等があることが判明しました。

これを受けて、国土交通省住宅局から別添のとおり各都道府県あてに通知されましたのでお知らせします。

特に、認定が取り消された構造方法は、工場等にも使用されております。

各都道府県におかれましては、危険物施設を有する事業所等に対して関係機関と連携しつつ適切な御指導を実施していただくようお願いします。

また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知していただくようお願いします。

消 防 庁 予 防 課

担 当 : 渡 辺 (剛)、^{しげ} 地 下、鳥 枝、渡 邊 (薫)

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

消 防 庁 危 険 物 保 安 室

担 当 : 加 藤、安 藤、妙 中、明 田

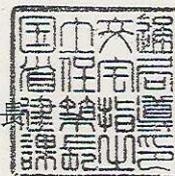
TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534

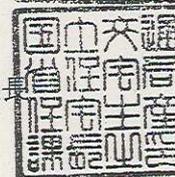
国住指第 1256 号
 国住生第 79-3 号
 平成 20 年 7 月 4 日

各都道府県建築行政主務部長・住宅行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



国土交通省住宅局住宅生産課長



防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査結果について

今般、構造方法等の認定（以下「大臣認定」という。）を受けている構造方法又は建築材料に係る性能の有無を確かめるため、適宜サンプル抽出した性能確認試験を行っているところであるが、以下の 5 件については、所要の性能を確認することができなかった。

このことは、大臣認定制度への信頼性などを著しく損なうものであり、極めて遺憾であり、今後、二度とこのような事態が生じないよう、当該 5 件の大臣認定を申請していた企業に対して、原因究明の実施と再発防止策を講じることを指示したところである。

については、下記に掲げる構造方法の認定においては取り消しているところであるので、貴職におかれては、下記の事項について早急に対応されたい。

また、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣指定の指定確認検査機関及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 認定が取消された構造方法（5 件）

申請者	認定を受けた構造方法の名称	認定番号	認定年月日	取消年月日
大建工業(株)	グラスウール充てん/アクリルウレタン系樹脂塗装火山性ガラス質複合板表張/木製軸組造外壁	PC030BE - 0432	平成15年12月3日	平成20年5月22日
イソライト工業(株)	ALC パネル/アルミナシリケート系繊維フェルト合成被覆/鋼管柱	FP060CN - 0125	平成16年8月10日	平成20年5月29日
(株)チューオー	変性アクリルシリコン樹脂系塗装・塗装/亜鉛めっき鋼板・イソシアヌレートフォーム表張/せっこうボード裏張/鉄骨造外壁	PC030BE - 0663	平成17年4月7日	平成20年6月27日
チヨダウーテ(株)	強化せっこうボード重張/軽量鉄骨下地/間仕切壁	FP060NP - 0024	平成14年2月15日	平成20年6月27日

ウベボード(株)	グラスウール充てん／繊維混入フライアッシュセメント板表張／せっこうボード重裏張／軽量鉄骨下地外壁	QF060NE - 0011	平成18年9月25日	平成20年6月27日
----------	--	----------------	------------	------------

2. 現在、建築確認の審査中の物件について、1の表に掲げる構造方法を使用していることが明らかになった場合は、当該物件の審査を保留し、当該物件の申請者たる建築主に必要な措置を講じるよう通知すること。また、当該建築物の概要及び講じた措置の結果を、速やかに国土交通省に報告すること。
3. 特定行政庁においては、既存の建築物において1の表に掲げる構造方法が使用されている物件のうち、建築基準法令に適合しないものについては当該構造方法の申請者からの報告等を受けて是正が行われたことを確認し、その内容を国土交通省に報告すること。
 なお、各申請者に対しては、当該構造方法が使用された建築物のうち、建築基準法令に適合しないものを特定し、その結果を所管の特定行政庁に逐次報告することを指示しているところである。